

収蔵文書紹介31

伝馬町自治会 所蔵文書

の文書が多数あります。特に明治三十四年（一九〇一）の町有屋台売私事件に関する一件書類は、この屋台が後に県の有形文化財に指定されたものだけに注目できます。

写真1は、県庁移転に際し敷地の地ならしに動員された人数帳で、

伝馬町は宇都宮城下町の一町で、問屋場に伝馬が集散していたことからその名が付けられました。元和五年（一六一九）日光街道が新設されてからは、奥州・日光両街道の分岐点として賑わいましたが、さらに近代に入ると宇都宮町の戸長役場のうち上町役場が置かれ、大町の下町役場と共に町政事務を分担しました。

この文書は、伝馬町自治会の引継文書で、安政五年（一八五八）から大正四年（一九一五）まで三八七点からなっています。その内訳は、近世七点、近代二九四点、その他年号を確定出来ないものが八六点あります。それが、その多くは近代文書です。

近代文書の内訳は、栃木県庁の宇都宮移転、町村制施行、日清・日露戦争など歴史の推移に対応して集中して荒山神社祭礼にともなう附祭関係二荒山神社祭礼にともなう附祭関係

写真1

このほか、「宇都宮伝馬町」外二十四

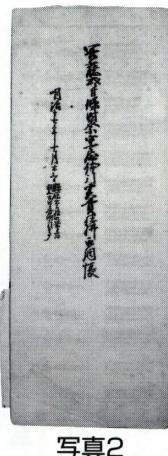


写真2

「六十年以上盲目並後家外病身之者」を除いて全員が徵發されています。

写真2は、開庁式臨時祭に関するもので、この時伝馬町では屋台を出していますが、表題には「空屋台」とあり、囃方などのいらない屋台のみが出たものと思われます。

写真3は、安政六年（一八五九）

九月の借用金証文ですが、この時町では附祭の費用に合計百五十両を借用しています。明治に入つて費用の捻出に苦慮した町会では、屋台を売却することを決議しました。これに對して若者会が反発し、明治三十四年八月総会を開いて屋台取戻しを協議しました。写真4はその議事録で

す。

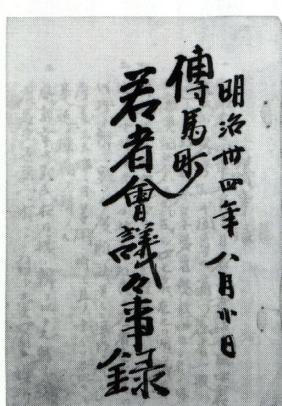


写真4



写真3

占めていたことがわかります。宇都宮市は第二次大戦の空襲で多くの史料を失いましたが、伝馬町自治会所蔵文書は、伝馬町の人びとが屋台と共に守り伝えた貴重な文化遺産と言いうことが出来ます。

（石川 健）

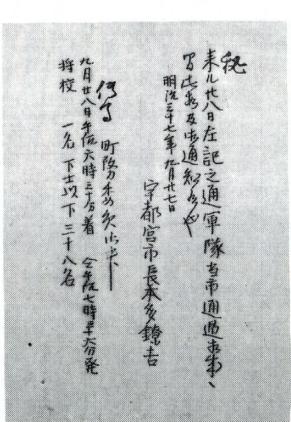


写真5

送ることになつていきました。軍関係の文書は全体の一割以上に達し、祭礼と軍事が町政事務の主要な部分を

の通知で秘扱いになつていますが、

写真1 県庁敷地均人數帳
(史料番号一二二)

写真2 開庁式屋台引仕払帳
(史料番号二三二)

写真3 借用金証文
(史料番号一〇一)

写真4 若者会議事録
(史料番号一五四)

写真5 軍隊通過通知
(史料番号二二四)